

紛争処理規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第61条に基づき、商品市場における取引等の受託及び委託の勧誘に関して会員と顧客との間又は会員間に生じた紛争（以下「紛争」という。）の仲介（あっせん又は調停をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定め、その迅速かつ適正な解決に資することを目的とする。

(当事者の協力義務)

第 2 条 仲介の申出のあった紛争の当事者である顧客及び会員又は会員双方（以下「当事者」という。）は、紛争の迅速な解決を図るため、本会の行う仲介に協力しなければならない。

(あっせん・調停機関)

第 3 条 定款第45条第 1 項のあっせん・調停委員会は、第 1 条の目的を達成するための機関とする。

第 2 章 紛争の解決のあっせん及び調停

第 1 節 仲 介 の 申 出

(仲介の申出)

第 4 条 当事者は、本会に仲介の申出をすることができる。ただし、会員は、当該会員と顧客との間に生じた紛争について、本会の仲介に応ずる旨の顧客の同意がなければ、その申出をすることができない。

2 前項の規定による仲介の申出は、次に掲げる事項を記載した書面を本会に提出して行わなければならない。

- (1) 申出の年月日
 - (2) 申出人の氏名又は商号、職業及び住所又は所在地
 - (3) 紛争の相手方の氏名又は商号、職業及び住所又は所在地
 - (4) 申出の趣旨
 - (5) 紛争の経過及び事情
- 3 第1項に係る申出について証拠書類その他参考資料がある場合は、申出と同時にその原本又は謄本等の資料を提出しなければならない。
- 4 会員は、第1項の申出の相手方となったときは、本会の仲介に参加しなければならない。

(仲介の申出に対する手続きの開始)

第5条 本会は、前条に定める仲介の申出を受け付けたときは、遅滞なく、当該申出に係る手続きを開始しなければならない。

(申出の却下)

第6条 本会は、第4条第1項の申出が次の各号の一に該当するときは、仲介を行わないことができる。

- (1) 本会においてすでに解決した苦情又はすでに処理を終了した紛争に係るものであるとき。
- (2) 紛争の原因たる事由が生じた日から3年を経過したものであるとき。
- (3) 商品取引所において、現に商品取引所の紛争処理規程に基づく仲介が行われ、又は同規程に基づく仲介を終了した紛争に係るものであるとき。
- (4) 裁判所において、現に訴訟又は民事調停が行われ、又はそれらが終了した紛争に係るものであるとき。
- (5) 弁護士会において、現に仲裁が行われ、又はそれが終了した紛争に係るものであるとき。
- (6) その紛争の性質上、本会が仲介を行うに適當でないとき。
- (7) 不当な目的で又はみだりに仲介の申出をしたとき。

(仲介の申出の取下げ)

第7条 申出人は、仲介の申出を取り下げるときは、理由を示した書面により行うもの

とする。ただし、会員は、当該会員が仲介を申し出た紛争については、取下げに応ずる旨の顧客の同意がなければ、その申出を取り下げることができない。

- 2 申出人が仲介中の紛争につき裁判所に訴訟を提起し若しくは民事調停を申し立て、又は弁護士会に仲裁を申し立てようとするときは、申出人は、その提起又は申立ての前に仲介の申出を取り下げなければならない。

第 2 節 あっせん手続き

(標準手続き期間)

第 8 条 本会は、あっせんの申出を受理した日から起算して 4 カ月以内にあっせん手続きを終了するよう努めるものとする。

(あっせん委員等によるあっせん)

第 9 条 本会は、仲介の申出のあった紛争について、あっせん・調停委員会規則（以下「規則」という。）に基づき会長が指名したあっせん委員をして、あっせんを行わせるものとする。

(事情聴取)

第 10 条 あっせん委員は、期日を定めて当事者の出席を求め、事情を聴取することができる。

- 2 当事者が前項の期日の変更を申請するときは、当該期日の 3 営業日前までに本会に通知して、これを行わなければならない。
- 3 第 1 項の規定により出席を求められた当事者は、自ら出席しなければならない。ただし、あっせん委員がやむを得ない事由があると認めた場合には、あっせん委員の許可を受けて代理人を出席させ又は代理人若しくは補佐人とともに出席することができる。
- 4 あっせん委員は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。
- 5 あっせん委員は、あっせんに必要があると認めたときは、特別の利害関係を有しない会員代表者等から参考意見を聴取するものとする。

(あっせんに必要な調査等に係る措置)

第11条 あっせん委員は、あっせんに必要があると認めるときは、自ら又は本会の職員をして次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 当事者に対し、あっせんに必要な帳簿又は書類その他の資料の提出及び説明を求め、又はこれらについて実地調査を行うこと。
- (2) 参考人の出頭を求め、その意見を聴取し又はその報告書の提出を求めること。
- (3) 鑑定人を委嘱して、必要と認める鑑定を行わせること。
- (4) その他必要な調査を行うこと。

2 当事者は、前項の規定による措置がとられたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(あっせんの打ち切り)

第12条 あっせん委員は、あっせん中の紛争が次の各号の一に該当するときは、そのあっせんに打ち切ることができる。

- (1) 申出に重大な虚偽が認められたとき。
- (2) 顧客があっせん中の紛争について裁判所に訴訟を提起し若しくは民事調停を申し立て、又は弁護士会に仲裁を申し立てたとき。
- (3) あっせんを行うに適當でない重要な事実が認められたとき。
- (4) 申出人である顧客が正当な理由なくあっせんに協力しないとき。
- (5) 当事者に合意が成立する見込みがないとき。

2 あっせん委員は、前項に基づきあっせんに打ち切るときは、当事者双方に対し、書面によりその旨を通知する。

(あっせん案の提示)

第13条 あっせん委員は、紛争の解決に資するために適當と認めたときは、あっせん案を作成し、これを当事者双方に提示する。

(和解結果の報告及び和解契約書の写しの提出)

第14条 あっせん委員があっせんした紛争で、当事者間において和解したときは、会員はその和解内容等について本会に報告しなければならない。

2 前項の和解において、当事者が和解契約書を作成したときは、会員は当該和解契約

書の写し1通をあっせん委員に提出しなければならない。

(あっせん手続きの非公開)

第15条 あっせん手続きは、非公開とする。

第 3 節 調 停 手 続 き

(標準手続き期間)

第16条 本会は、調停の申立ての日から起算して3カ月以内に調停手続きを終了するよう努めるものとする。

(調停の申立て)

第17条 本会は、前節の規定によるあっせんが不調に終わった紛争（第12条第1号から第4号によりあっせんを打ち切ったものを除く。）について、申出人の申立てにより、規則に基づき設置した調停委員会をして、調停を行わせるものとする。

2 前項の申立ては、第12条第2項の規定による打ち切りの通知が到達した日から14日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により14日を経過したときはこの限りでない。

(あっせん結果の報告)

第18条 調停委員会は、当該紛争のあっせんを行った調停委員から、当該あっせんに係る報告及び記録又は資料の提出を受けるものとする。

(規定の準用)

第19条 第10条から第12条、第14条及び第15条の規定は、調停委員会の調停手続きについて準用する。

(調停案の提示)

第20条 調停委員会は、紛争の解決に資するために適当と認めたときは、調停案を作成し、これを当事者双方に文書をもって提示してその受諾を勧告するものとする。

2 本会は、前項の規定により作成した調停案を顧客が受諾したにもかかわらず、会員

が正当な理由なくその受諾を拒否したときは、当該会員に対し調停案の受諾について定款第60条に基づき必要な指示をするものとする。

(処 分)

第21条 本会は、会員が前条第2項に規定する指示に従わないとき又は第14条（第19条において準用する場合を含む。）に規定する和解契約書に定める事項を遵守しないときは、当該会員に対し、定款第54条に基づき処分する。

第 3 章 雑 則

(紛争の未然防止)

第22条 本会及び会員は、仲介の申出のあった紛争に関し原因を究明のうえ、今後類似の紛争が発生しないよう未然の防止に努めるものとする。

(指導又は勧告)

第23条 本会は、仲介の申出のあった紛争に関し、会員の商品市場における取引等の受託及び委託の勧誘に関し不適正な行為があった等の疑義がある場合には、これを調査し、必要に応じ、当該会員に対し指導又は勧告を行うものとする。

(制 裁)

第24条 本会は、仲介の申出のあった紛争に関し、会員に制裁規程に定める制裁の対象行為に該当する事実が認められる場合には、同規程に基づき所要の措置を講ずるものとする。

(会員への周知)

第25条 本会は、仲介の申出のあった紛争に係る事情及び仲介の結果等について、顧客の秘密に関する事項を除き、その概要を会員に周知するものとする。

(商品取引所への協力要請)

第26条 本会は、あっせん及び調停の円滑な実施を図るため、商品取引所に対し、資料

の提出その他必要な協力を求めることができる。

(商品取引所等への協力)

第27条 本会が仲介を行った紛争について商品取引所その他本会が適当と認める相談機関（以下、本条において「商品取引所等」という。）に申出が行われた場合において、当該紛争に関し、当該商品取引所等から要請があったときは、当該事案の顛末を口頭又は書面により通知するものとする。

2 本会は、商品取引所等から紛争処理状況及びその結果等について照会があったときは、これに協力するものとする。

3 本会は、農林水産大臣及び経済産業大臣から紛争処理状況及びその結果等について報告を求められたときは、これに協力するものとする。

(記録の作成及び保存)

第28条 本会は、仲介の申出のあった紛争に係る事情及び仲介の経過等についての記録を作成し、これを保存するものとする。

(秘密保持)

第29条 本会の役員、あっせん委員、調停委員会委員、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあった者は、正当な理由なく、紛争の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(細則の制定)

第30条 本会は、この規程の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、主務大臣の認可のあった日又は改正商品取引所法の施行の日のいずれか遅い日（平成11年4月1日）から施行する。
- 2 本会の改組前である社団法人日本商品取引員協会の苦情処理規程第7条第1項第1

号の規定により処理を終了した苦情又は同規程第8条の規定により申出を却下又は処理を途中で打ち切った苦情は、この規程第6条第1号に定める苦情に該当するものとみなす。

附 則

この規程の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成17年5月1日のいずれか遅い日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第1条及び第23条を改正。

紛争処理規程に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、紛争処理規程（以下「規程」という。）第30条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定める。

(仲介を行うに適當でない場合の解釈)

第2条 規程第6条第6号に規定する本会が仲介を行うに適當でないと認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 商品取引所の市場管理等の制度上の処理に係るものであるとき。
- (2) 法律上の判断を要するものであるとき。
- (3) その他本会が適當でないと認めるとき。

(不当な目的で又はみだりに仲介の申出をした場合の解釈)

第3条 規程第6条第7号に規定する不当な目的で又はみだりに仲介の申出をしたと認めるときは、同一委託者（又は集団）が同一会員（又は特定外務員）に係る仲介を頻繁に申し出る等、その目的が紛争の解決を期待するものではなく、もっぱら当該会員又は本会に対する中傷、讒言又はいやがらせと解される場合とする。

(やむを得ない事由の解釈)

第4条 規程第10条第3項に規定するやむを得ない事由は、次のとおりとする。

- (1) 当事者の身体に事故又は病気があるとき。
- (2) 当事者の往来が自由ならざる状況にあるとき。
- (3) その他あっせん委員又は調停委員会が認めたとき。

(あっせんを行うに適當でない重要な事実の解釈)

第5条 第2条の規定は、規程第12条第1項第3号に規定するあっせんを行うに適當でない重要な事実の解釈について準用する。

(あっせん及び調停に当たっての留意事項)

第6条 あっせん委員は、規程第13条に基づきあっせん案を提示するに当たっては、当該あっせんに係る紛争が商品取引事故に該当するものであること及びその理由を明らかにし、当該あっせんに基づき和解が成立したときは、当該あっせんに係る紛争が商品取引事故に該当するものであること及び当該和解があっせんに基づくものであることを確認した書面を作成するものとする。

2 調停委員会は、規程第20条第1項に基づき調停案を提示するに当たっては、当該調停に係る紛争が商品取引事故に該当するものであること及びその理由を明らかにし、当該調停に基づき和解が成立したときは、当該調停に係る紛争が商品取引事故に該当するものであること及び当該和解が調停に基づくものであることを確認した書面を作成するものとする。

3 本会は、第1項又は第2項により作成された書面を会員に交付するものとする。

4 会員は、前項の書面の交付を受けるときは、1件につき10,000円の手数料を本会に納めなければならない。

(調停申立てに係るやむを得ない事情の解釈)

第7条 規程第17条第2項ただし書きに規定するやむを得ない事情は、次のとおりとする。

- (1) 通常通信手段が不通になったとき。
- (2) 当事者の身体に事故又は病気があるとき。
- (3) 天変地異があったとき。

(受諾拒否の正当な理由)

第8条 規程第20条第2項に規定する会員が調停案の受諾を拒否できる正当な理由は、次のとおりとする。

- (1) 調停案の作成以前に判明しなかった事実又は発見されなかった証拠が、調停案の作成後において新たに判明し又は発見された場合であって、その判明又は発見が調停案の作成に重大な影響を与えるものであり、かつ、それらの遅延がやむを得ないと認められるとき。
- (2) 調停案の作成後において、当該事案に係る調停を行った調停委員に当該事案についての特別の利害関係の存在が判明したとき。

(会員に周知する内容)

第9条 規程第25条に規定する会員に周知する内容は、次のとおりとする。

- (1) 仲介の申出内容
- (2) 紛争発生に至った主たる原因
- (3) 紛争当事者双方の主張及び争点
- (4) 仲介の経過及び結果
- (5) その他本会が特に必要と認めた事項

(適当と認める相談機関)

第10条 規程第27条第1項に規定する本会が適当と認める相談機関は、次のとおりとする。

- (1) 国に設置される相談機関
- (2) 国民生活センター
- (3) 地方公共団体に設置される消費生活センター
- (4) その他本会が特に認めた相談機関

(紛争仲介手数料)

第11条 会員が規程第4条第1項の仲介の申出の相手方となったときは、紛争仲介手数料として、あっせん又は調停1件につき50,000円を本会に納めなければならない。

附 則

この細則は、規程の施行の日（平成11年4月1日）から施行する。

附 則

この改正は、平成12年4月12日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条から第9条を第7条から第10条に繰り下げ、第6条を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条第1項を改正。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条第1号及び第2号を改正。第6条第3号及び第4号を新設。

附 則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条第4項を改正。第11条を新設。